

# 新しい校舎で二学期がスタート

釈迦内小学校

昨年六月から建設工事の行われていた釈迦内小学校教室棟と給食棟が予定よりも早く完成し、三学期から新校舎で授業が開始されました。新しい校舎は、五億九千万円で旧校舎のわきに建設したもので、鉄筋コンクリート造り三階建て、延べ床面積四千平方メートル。教室や廊下、玄関などには秋田杉や銅板などがふんだんに使われています。また各教室隣りにはオープンスペースも設けられており、児童たちは明るく暖かい教室でのびのび勉強しています。なお、六十二年度は管理棟や体育館の建設を予定しています。



▲玄関の柱や壁などにも秋田杉が使われています。



▲児童用の玄関と教室棟



▶七百人分の給食を作ります。



▶ジュータン敷きのオープンスペース

申告相談日程			
期日	受付相談区域 (行政区域町内別)	会場	
2月 12(木)	午前 大滝1区・2区、道目木	十二所 公民館	
	午後 下町、中町、上町、上新町		
13(金)	午前 軽井沢、浦山		
	午後 別所、猿間		
14(土)	午前 曲田、沢尻		
	午後 葛原、平内		
16(月)	午前 岩本、清水川、橋桁		矢立 公民館
	午後 松原、寺の沢、陣場		
17(火)	午前 中羽立、長走、日景温泉		
	午後 白沢		
18(水)	午前 本郷上、繋沢、土目内、泉田、桜町		花岡 公民館
	午後 本郷下、猫鼻、大森団地、柏田		
19(木)	午前 二井山、観音堂、鳥内、長森・白根山、泉田・花岡の各団地		
	午後 十三森、大森、神山、姥沢、神山社宅、前田		
20(金)	午前 町、中台、下川原	二井田 公民館	
	午後 高村、杉沢、小坪川原、本宮		
申告時間 { 午前…9時30分から12時まで 午後…1時から4時まで			
◆申告相談の問い合わせ先 税務課民税保険係 ☎49-3111 内線230、231			

## 2月4日から市県民税申告相談

六十二年度の市県民税の申告相談が二月四日から始まり、申告書と印鑑、証明書などを持参のうえ指定された日に各会場へおいでください。

市県民税の申告については、前号でお知らせしましたが、市県民税の申告と所得税の申告とは次のような違いがあります。

- ◆給与所得者で給与所得以外の所得が20万円以下の方
- ◆所得税—確定申告の必要はありません。
- ◆市県民税—給与所得以外の所得も給与所得とあわせて申告してください。
- ◆退職所得のある方

退職所得については、原則として分離課税が行われ特別徴収の方法で徴収されますが、分離課税の行われなかった退職所得のある方は市県民税の申告書を提出しなければなりません。

◆源泉分離課税の配当所得のある方

・所得税—配当所得(証券投資信託の収益の分配にかかる配当所得は除く)のある方で、所得税で源泉分離課税の適用を受けた場合は、確定申告の必要はありません。

・市県民税—六十一年中に源泉分離課税の配当所得があった方は、市県民税の申告が必要。

所得税の確定申告は  
2月16日～3月16日

次のような方は、税務署へ確定申告をしてください。

- ◆商売をしている方、貸家・アパート・貸駐車場の有る方
- ◆土地や建物を売却した方
- ◆給与所得がある方で
- ◆給与の年収が千五百万円を超える方
- ◆二カ所以上から給与を受けている方
- ◆給与所得以外の所得額の合計額が、年二十万円を超える方